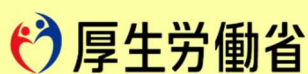


早期再就職支援等 助成金ガイドブック

－ 中途採用拡大コース－



都 道 府 県 労 働 局
ハローワーク（公共職業安定所）

目次

第Ⅰ部	早期再就職支援等助成金について	1
第Ⅱ部	中途採用拡大コースについて	2
1	申請の流れ	2
2	支給対象となる労働者	2
3	支給対象となる措置	4
4	支給対象となる事業主	7
5	支給額について	10
6	受給手続きについて	11
7	用語の説明	14
8	よくあるご質問	15
第Ⅲ部	申請書等の記載方法	16
1	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画（変更）届（様式第1号）	17
2	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給要件確認書（様式第3号）	18
3	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）	19
4	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給申請書（様式第7号）	20
5	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用率算定対象一覧（計画期間）（様式第8号）	21
6	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給対象者雇用状況等申立書（様式第9号）	22

第Ⅰ部 早期再就職支援等助成金について

早期再就職支援等助成金は、4つのコースから構成されており、それぞれ以下の目的のため事業主の皆さまに支給するものです。

このガイドブックでは**中途採用拡大コース**についてご案内します。

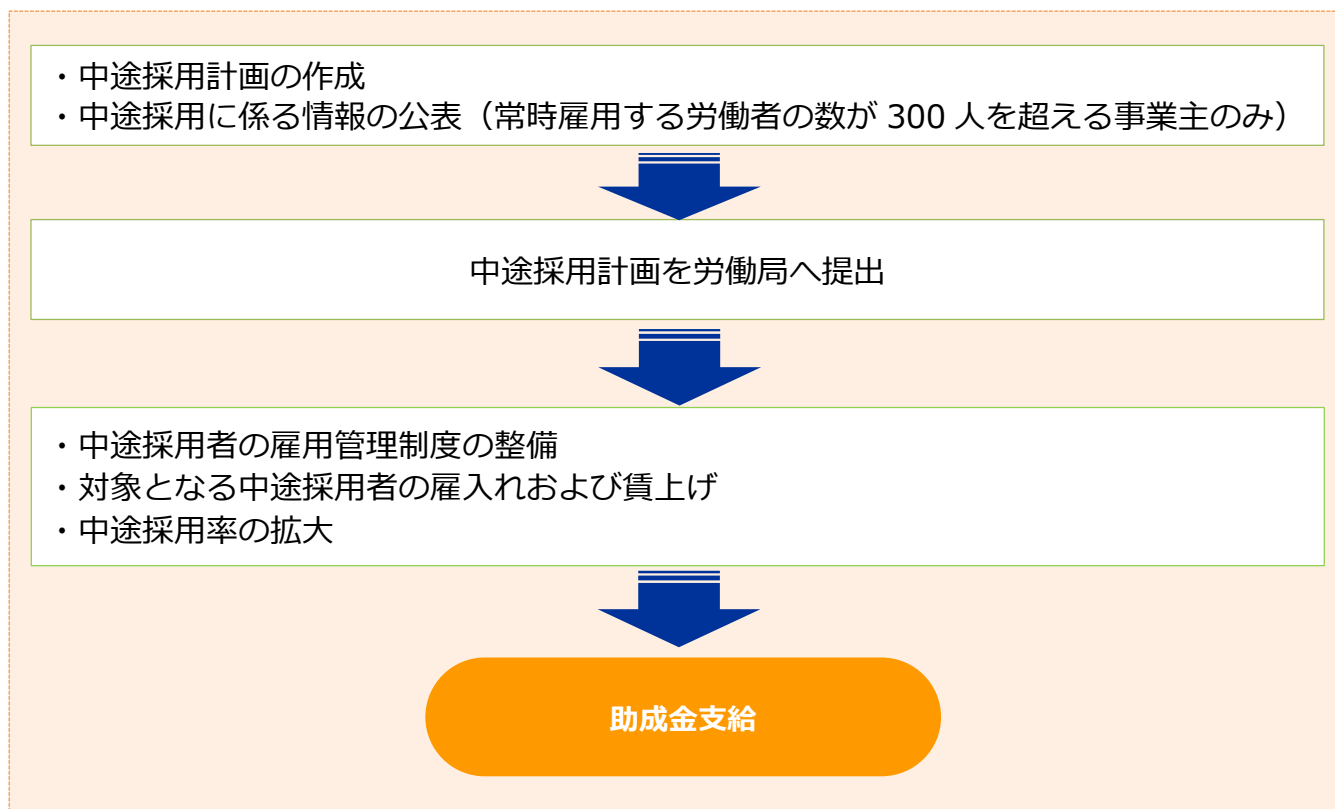
コース名	内容・目的
再就職支援コース	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対し、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者への委託、求職活動のための休暇付与、再就職に資する訓練の実施のいずれか（複数を組み合わせることも可能）により実施し、再就職を実現させた事業主に対して助成。 離職を余儀なくされる方の早期再就職の支援を目的としています。
雇入れ支援コース	「再就職援助計画」もしくは「求職活動支援書」の対象者または「雇用保険の特定受給資格者」を、離職日の翌日から3か月以内に期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れたうえで、当該労働者の賃金を雇入れ前と比して5%以上上昇させた事業主に対して助成。 離職を余儀なくされる方の早期再就職支援の支援を目的としています。
中途採用拡大コース	中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用を拡大し、雇い入れた中途採用者の賃金を雇入れ前と比して5%以上上昇させた事業主に対して助成。 賃金上昇を伴う中途採用の拡大に取り組む事業主への支援を目的としています。

第Ⅱ部 中途採用拡大コースについて

中途採用拡大コースは、中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用を拡大し、当該中途採用者の賃金を雇入れ前と比して5%以上上昇させた事業主に対して助成するものであり、賃金上昇を伴う中途採用の拡大に取り組む事業主への支援を目的としています。

1 申請の流れ

本コースを申請するまでの流れは以下のようになります。



※いずれも要件を満たした場合にのみ支給されます。詳細は本項目以降をご覧ください。

2 支給対象となる労働者

本コースの支給対象となるのは、本コースを申請しようとする事業主（以下「申請事業主」といいます）により中途採用計画期間中に雇入れられた、以下の（１）～（５）の要件を満たす労働者（以下「支給対象者」といいます）です。

（１）	申請事業主に中途採用（※）により雇入れられた方であること （※）本コースでは、新規学卒者及び新規学卒者との枠組みで採用された方以外をいいます。
（２）	雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇入れられた方であること
（３）	期間の定めのない労働者（パートタイムを除く）として雇入れられた方であること （※）パートタイムとは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者に比して短い労働者のことをいいます。
（４）	雇入れ日の前日から起算してその日以前１年間に、雇用関係、出向、派遣、請負また

	は委任により申請事業主の事業所において就労したことがない方であること
(5)	雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間において、申請事業主との関係が次のア～ウのいずれかに該当する事業主に雇用されていた方でないこと ア 両者が親会社と子会社（※）、またはその逆の関係にあること （※）ある事業主の総株主または総社員の議決権の過半数を有する他の事業主を「親会社」、当該「ある事業主」を「子会社」とします。 イ 取締役会の構成員について、両者の代表取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。）が同一人物であることまたは取締役（取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。）を兼務している方がいずれかの取締役会の過半数を占めていること ウ その他、資本的・経済的・組織的関連性等からみて両者が独立性をみとめられないものであること

次の「3 支給対象となる措置」の（5）に記載する「**中途採用率拡大目標値**」は、以下の計算式により算出します。

中途採用率拡大目標値 = {(アの中途採用率) - (イの中途採用率)}

ア 中途採用計画期間中の中途採用率

$$\frac{\text{期間中に雇い入れた（１）～（３）に該当する中途採用者数}}{\text{期間中に雇い入れた（２）、（３）に該当する労働者数}} \times 100$$

イ 中途採用計画期間の前年同期の中途採用率

$$\frac{\text{前年同期に雇い入れた（１）～（３）に該当する中途採用者数}}{\text{前年同期に雇い入れた（２）、（３）に該当する労働者数}} \times 100$$

なお、計画期間中に転勤等により計画対象事業所に転入した者、当該事業所から転出した者については、計算上の分母および分子いずれにも含めません。

3 支給対象となる措置

本コースは、以下の（１）～（８）の取組を実施した上で支給対象者を雇い入れた場合に受給することができます。

(1)	アからウをいずれも満たす中途採用計画を策定すること ア 中途採用者の雇用管理制度を整備するものであり、中途採用者に適用される募集・採用以外の雇用管理制度が、新規学卒者等に適用されるものと同じであること ここで定義する雇用管理制度とは、募集・採用を除く、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度、福利厚生などについて、書面等により従業員全体に広く周知された規則、規定等を指します。 イ 中途採用計画期間内の中途採用の拡大について計画していること 計画では採用予定職種および採用予定者数を定めることが必要です。 ウ 中途採用計画期間が６か月間または１年間であること ただし、（５）イを選択する場合は、必ず１年間としてください。
(2)	中途採用計画を含め、本コースの支給要件を満たすことの確認を求めるための各種申請書類を管轄の労働局へ提出していること 手続き方法は「６ 受給手続きについて」を確認してください。
(3)	中途採用計画期間中に採用した支給対象者を、支給決定日までに事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む）していないこと
(4)	中途採用計画期間中に、支給対象者を雇い入れること
(5)	中途採用率について、アまたはイのいずれかに該当すること（ただし、イについては、中途採用計画期間が１年間である場合に限る） ア 計画期間中の中途採用率から、計画開始日の前日から過去１年間（計画期間が６か月の場合は６か月間）の中途採用率を減じた値（中途採用率拡大目標値）を５ポイント以上とすること イ 計画期間中における中途採用率が５０％以上であること
(6)	支給対象者のうち、雇入れ日から起算して６か月を経過する日までに離職した方の割合が２０％未満であること
(7)	支給対象者について、直近の雇入れ前事業所において支払われた賃金と、当該支給対象者の雇入れ後６か月間の賃金支払日ごとに支払われる賃金を比較していずれも５％以上上昇させたこと

本コースにおける賃金とは、「毎月決まって支払われる賃金」を指し、時間外手当及び休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給及び諸手当をいいます（労働協約、就業規則又は労働契約において明示されているものに限りです。）。

諸手当に含むか否かについては以下によります。

(イ) 諸手当に含むもの

- a 労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当（役職手当、資格手当、資格ではないが労働者の一定の能力に対する手当等）

(ロ) 諸手当に含まないもの

- a 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当（時間外手当（固定残業代を含む）、休日手当、夜勤手当、出張手当、精皆勤手当、報奨金等）
- b 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（家族手当（扶養手当）、通勤手当、別居手当、子女教育手当、皆勤手当、住宅手当等）

(ハ) 上記(イ),(ロ)で挙げた手当以外の手当については、手当の名称に関わらず実態により判断するものとします。

ただし、上記(イ)に挙げた手当であっても、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当と認められる場合は諸手当から除外し、上記(ロ)に挙げた手当であっても、例えば以下のように、月ごとに支払われるか否かが変動しないような手当は諸手当に含めます。

- a 扶養家族の有無、家族の人数に関係なく労働者全員に対して一律に定額で支給する家族手当
- b 通勤に要した費用や通勤距離に関係なく労働者全員に対して一律に定額で支給する通勤手当
- c 住宅の形態（賃貸・持家）ごとに労働者全員に対して一律に定額で支給する住宅手当

雇入れ前事業所において支払われた賃金の確認方法

次のアからオまでのいずれかの書類（いずれも本人の同意があった場合に限り）により雇入れ前事業所の賃金を確認します。ただし、本人の同意が得られないことによりアからオのいずれの書類によっても確認出来ない場合は、次の力によって算出した額を雇入れ前事業所の賃金とします。

ア 再就職援助計画対象労働者証明書

雇入れ前の賃金が記載されている場合、当該賃金を毎月決まって支払われる賃金とします。

イ 給与明細等

雇入れ前に雇用されていた直近の事業所における離職前 6 か月間のうち連続する 2 か月間の給与明細等において、両月に計上されているものを毎月決まって支払われる賃金とします。なお、毎月決まって支払われないとみなされるもの（超過勤務手当、休日手当等）や明らかに労働と直接関わりがないもの（通勤手当、住居手当等）は除きます。

ウ 退職時の証明

雇入れ前の賃金が記載されている場合、当該賃金を毎月決まって支払われる賃金とします。

エ 雇用保険被保険者離職票— 2

離職日の直近の完全月を毎月決まって支払われる賃金とします。

オ 雇用保険受給資格者証

「離職時賃金日額」欄に記載された額に 30 を乗じて得られた額を毎月決まって支払われる賃金とします。

力 次の計算式によって算出した額を毎月決まって支払われる賃金とします。

$$\left(\begin{array}{l} \text{従事する職種と同種} \\ \text{の業務に従事する一般} \\ \text{労働者の賃金（時給）} \end{array} \times 1 \right) \times (\text{都道府県別地域指数} \times 2) \times \frac{52 \times 40}{12}$$

※ 1 支給申請書提出日の属する年度に適用される「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」（厚生労働省職業安定局長通達「「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「平均賃金通達」といいます。）別添 2）のうち、支給対象者が従事する職種の「基準値に能力・経験調整指数を乗じた値」欄が「10 年」の金額とします

※ 2 支給申請書提出日の属する年度に適用される「職業安定業務統計による地域指数」（平均賃金通達別添 3）のうち、申請事業所が所在する都道府県における「都道府県別地域指数」の値とします。

4 支給対象となる事業主

本コースを受給するためには、常時雇用する労働者の数が 300 人以内の事業主は以下の（１）～（８）、常時雇用する労働者の数が 300 人を超える事業主は以下の（１）～（９）の要件の全てに該当している必要があります。

助成金受給のために必要な要件	
（１）	雇用保険適用事業所の事業主であること
（２）	支給のための審査に協力すること ・支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等を整備・保管していること ・支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局から求められた場合に応じること ・管轄労働局等の実地調査を受け入れること など
（３）	申請期間（「６ 受給手続きについて」を参照）内に申請を行うこと
（４）	支給対象者に対する賃金を支払期日までに支払っていること （支払期日を超えて支払っていない場合であっても、支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合は対象となります。）
（５）	事業所において、次の書類を整備、保管している事業主であること （船員法において整備、保管が義務づけられている書類を含みます） - ア 支給対象者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカードまたは船員法第 67 条に定める記録簿等（以下「出勤簿等」といいます。） - イ 支給対象者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳または船員法第 58 条の 2 に定める報酬支払簿（以下「賃金台帳又は船員報酬支払簿」といいます。） - ウ 離職した労働者（日々雇い入れる者を除きます。）の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類
（６）	中途採用計画の提出の日の前日から起算して 6 か月前の日から支給申請書の提出日まで の間（以下「基準期間」といいます）に、事業所において雇用する雇用保険被保険者（※） を事業主都合によって解雇等（退職勧奨を含む）していないこと （※）短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除きます。以下（７）においても同様です。
（７）	基準期間に、雇用保険法第 23 条第 1 項に規定する「特定受給資格者」となる離職理由の うち、離職区分 1 A または 3 A とされる離職理由（※）により離職したとして雇用保険失 業給付の手続きをとられた方が数が、中途採用計画の提出日における雇用保険被保険者数 に対して 6 % を超えていないこと （※）雇用保険の離職票上の離職区分コードの 1 A または 3 A に該当する離職理由（事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職を含む）をいいます。 なお、基準期間に特定受給資格者として雇用保険失業給付の手続きをとられた方が 3 人以下の場合には、この要件は適用しません。
（８）	本コースの申請を行おうとする事業所が、中途採用計画期間の初日の前日から起算して 1 年前の日において雇用保険適用事業所である事業主（当該 1 年前の日において、雇用保険 被保険者が存在する事業所であること。）

(9)	中途採用計画提出時点において、労働施策総合推進法第 27 条の 2 の規定に基づき、中途採用により雇い入れられた者の割合を公表している事業主であること
-----	---

中途採用により雇い入れられた者の割合（中途採用比率）の公表について

常時雇用する労働者（※ 1）が 301 人以上の企業は、求職者が容易に閲覧できるかたちで「直近の 3 事業年度（※ 2）の各年度について、採用した正規雇用労働者の中途採用（※ 3）比率」を公表することが必要となります。

公表は、おおむね年に 1 回、公表した日を明らかにして、インターネットの利用やその他の方法で行います。

※ 1 「常時雇用する労働者」とは、雇用契約の形態を問わず①期間の定めなく雇用されている者、②過去 1 年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇入れの時から 1 年以上引き続き雇用されると見込まれる者、のいずれかを満たす労働者を指します。

※ 2 「直近の 3 事業年度」とは、事業年度における正規雇用労働者の採用活動が終了し、正規雇用による中途採用者の状況を「見える化」することができる状態となった最新の事業年度を含めた 3 事業年度を指します。

※ 3 「中途採用」とは「新規学卒等採用者以外」の雇入れを指します。

なお、具体的な正規雇用労働者の中途採用比率の計算方法等については、以下 URL をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000737262.pdf>

ただし、次の (11) ～ (23) のいずれかに該当する場合は、本コースを受給できません。

助成金を受給できない事業主	
(11)	不正受給をしてから 5 年以内に支給申請をした事業主、あるいは支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主 なお、不正受給をした日から 5 年を経過していても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合（時効が完成している場合を除く）は申請できません。
(12)	申請事業主の役員等に、不正受給に関与した役員等（※）がいる場合であって、不正受給をしてから 5 年を経過していない事業主 （※）事業主が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等を行い、役員名簿等に記載がある者をいいます。 なお、不正受給をした日から 5 年を経過していても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合（時効が完成している場合を除く）は申請できません。
(13)	支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納付していない事業主 支給申請日の翌日から起算して 2 か月以内に当該労働保険料を納付した場合または納付の猶予期間内に支給申請を行う場合であって猶予期間の終了日の翌日から 2 か月以内に当該労働保険料を納付した場合は除きます。
(14)	支給申請日の前日から起算して 1 年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反により送検処分となった事業主

	「労働関係法令の違反により送検された」とは、次のアからウまでのいずれかに該当する場合をいいます。 ア 都道府県労働局労働基準部（労働基準監督署を含む。）から送検された場合 イ 都道府県労働局職業安定部または需給調整事業部もしくは運輸局の告訴または告発により捜査機関から送検された場合 ウ アおよびイ以外の者の告訴または告発により捜査機関から送検されたことが明確な場合
(15)	本コースの申請を行おうとする事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する以下の業務を行っている事業主 ・ 接待飲食等営業（第2条第4項） うち第2条第1項第1号に該当する「キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」に限る。 ・ 性風俗関連特殊営業（第2条第5項） ・ 接客業務受託営業（第2条第13項） うち「接待飲食等営業」又は「店舗型性風俗特殊営業」（第2条第6項）を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む）を内容とする営業に限る。 なお、接待飲食等営業であって許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合又は接待営業の規模が事業全体の一部である場合は除きます。
(16)	事業主又は事業主の役員等が、暴力団と関わりのある場合
(17)	事業主又は事業主の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れのある団体に属している場合
(18)	労働局の調査に協力すること、調査に応じなければ事実を確認することができないため不支給または支給決定取消となること、必要に応じて従業員へのヒアリングや関係機関等への照会を行う場合があること、法令に義務づけられている書類の適切な保管や労働局が求める書類の提出が指定期日までに行われなない場合は不支給または支給決定取消となること、不正受給が発覚した際に都道府県労働局等が実施する事業主名等の公表及び支給を受けた助成金の返還等について、あらかじめ承諾していない事業主
(19)	助成金の支給要領に従うことについて承諾していない事業主
(20)	支給申請書等に事実と異なる記載または証明（軽微な誤り（都道府県労働局長が認めた場合に限り。）は除きます。）を行った事業主
(21)	役員等の氏名、役職、生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」または同内容の記載がある書類を添付していない場合
(22)	不正受給に関与し不受理措置を受けている社会保険労務士または代理人による支給申請を行った場合
(23)	支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主

5 支給額について

本コースにおける支給額は以下のとおりです。ただし、1年度1事業所あたり、支給対象者20人分を上限とします。

(1) 通常助成	(2) 成長要件加算
20万円/人	+10万円/人 を加算

(1) 通常助成

支給対象者（支給申請日前に離職した者および3（7）を満たさない者を除きます。）1人につき20万円が支給されます。

(2) 成長要件加算

一定の成長性が認められる事業所（※）の事業主が雇い入れた場合、支給対象者（支給申請日前に離職した者および3（7）を満たさない者を除きます。）1人につき10万円が加算されます。

（※）一定の成長性が認められる事業所とは、（1）通常助成の要件を満たした上で、次の①、②のいずれかに該当する事業所をいいます。

- ① ローカルベンチマークの財務分析結果（総合評価点）が「B」以上であること
- ② 支給申請日の属する年度から遡って直近2年度を比較し、給与等受給者一人当たりの平均受給額を5%以上上昇させていること。

【ローカルベンチマークとは】

ローカルベンチマークとは、経済産業省がインターネット上において提供する企業の経営状態を把握するためのツールのことです。具体的には、売上増加率、営業利益率等の6つの財務指標を入力することにより、AからDの4段階で評価されます。

経済産業省ホームページ（ローカルベンチマーク〔通称：ロカベン〕）

http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

6 受給手続きについて

本コースを受給しようとする申請事業主は、以下に従い手続きを行ってください。
なお、申請手続きはハローワークを経由して行うことができる場合があります。

(1) 中途採用計画の届出

「中途採用計画」を策定し、中途採用計画の開始日の前日から起算して6か月前の日から中途採用計画の開始日の前日までに、以下の書類をご用意の上管轄の労働局へ届出をしてください。

必要書類		備考
様式第1号	中途採用計画（変更）届	記載例 P17
様式第3号	支給要件確認書	記載例 P18
確認書類①	採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等 中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類	中途採用計画前に 中途採用者の雇用 管理制度が整備さ れている場合のみ 必要
確認書類②	採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等 新規学卒者に適用される雇用管理制度が確認できる書類 （中途採用者に適用される雇用管理制度が新規学卒者に適用 される雇用管理制度と異なる場合のみ必要）	
様式第4号	中途採用率算定対象一覧（計画期間前）	記載例 P19
確認書類③	中途採用の情報公表（中途採用により雇い入れられた者の 割合）の義務を履行していることが確認できる自社ホ ームページの写し等の書類	常時雇用する労働 者の数が 300 人を 超える事業主の場 合のみ必要

※届出内容を確認するため、労働局から上記以外の書類を求める場合があります。

(2) 中途採用計画の内容変更・取下げ

提出した中途採用計画における次の内容に変更が生じる場合は、以下の書類を管轄の労働局に提出する必要があります。ただし、中途採用計画期間の変更は認められません。

必要書類		備考
様式第1号	中途採用計画（変更）届	
様式第3号	支給要件確認書	
様式第4号	中途採用率算定対象一覧（計画期間前）	記載した対象者に変更 があった場合のみ必要

※届出内容を確認するため、労働局から上記以外の書類を求める場合があります。

<中途採用計画の内容変更に係る届出の期限>

1. 中途採用計画の提出日以降、中途採用計画期間初日までの間に新たに雇入れを行ったことにより、様式第4号に記載する労働者に変更が生じた場合
変更が生じたときに遅滞なく届け出てください。
2. 中途採用計画に記載した、中途採用計画期間中に整備することとしていた雇用管理制度に変更があった場合
変更が生じたときに遅滞なく届け出てください。

また、中途採用者の雇入れを行わなくなった等、中途採用計画の実施が困難になったこと等により計画届を取り下げる場合は、支給申請書を提出する前までに以下の書類を遅滞なく管轄の労働局に提出する必要があります。

必要書類		備考
様式第 5 号	中途採用計画取下げ届	

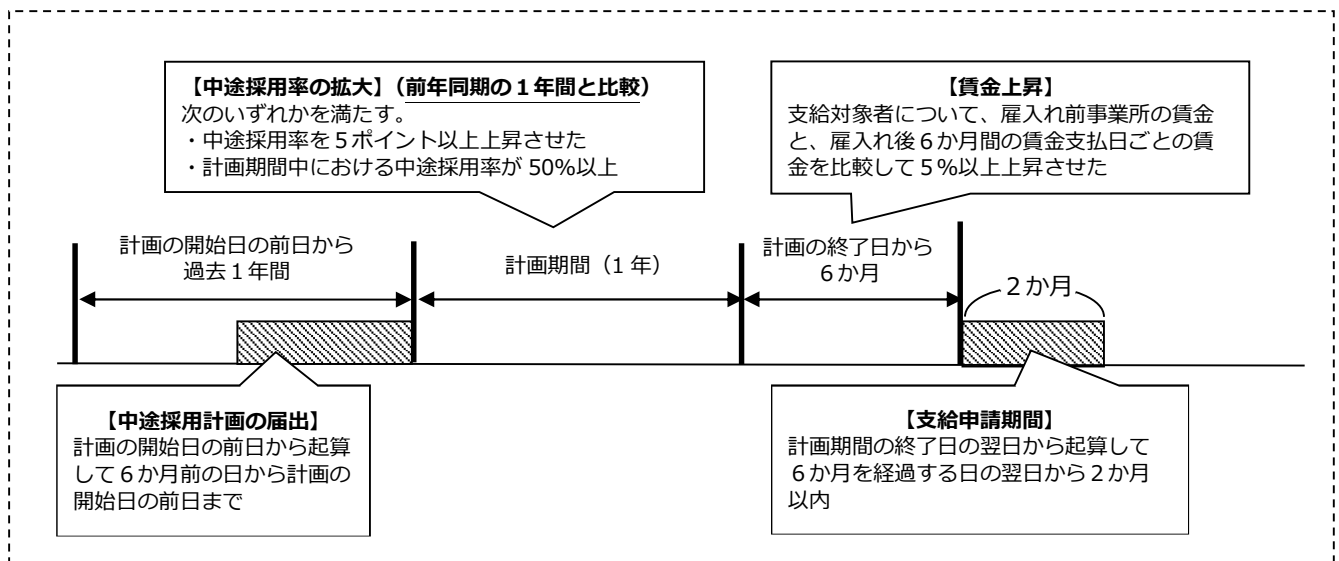
(3) 支給申請

中途採用計画期間の終了日の翌日から起算して 6 か月を経過する日の翌日から 2 か月以内に、以下の書類をご用意の上管轄の労働局へ支給申請を行ってください。

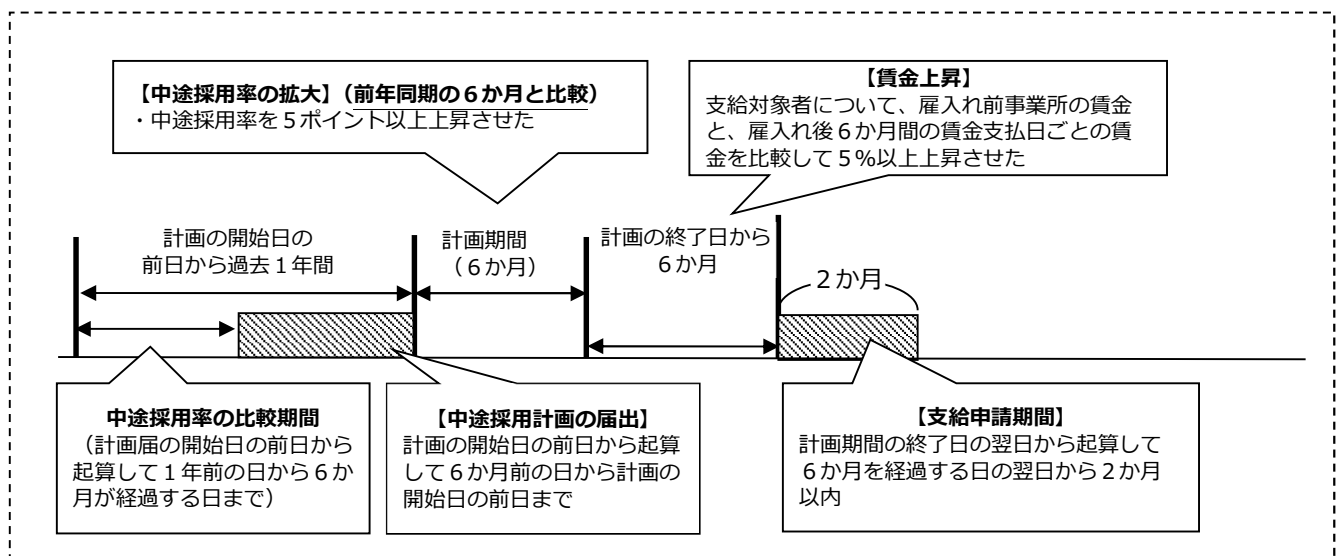
必要書類		備考
様式第 7 号	支給申請書	記載例 P20
様式第 8 号	中途採用率算定対象者一覧（計画期間）	記載例 P21
様式第 9 号	支給対象者雇用状況等申立書	記載例 P22
（共通様式） 様式第 1 号	支給要件確認申立書	
確認書類④	採用規程、就業規則、賃金規程、人事評価規程等 中途採用者に適用される雇用管理制度が確認できる書類	中途採用計画届出時に提出している場合は不要
確認書類⑤	雇用契約書または雇入れ通知書等 支給対象者の雇入れ日と期間の定めのない労働者として雇用されていることがわかる書類	
確認書類⑥	支給対象者の雇入れ日から支給申請日までに支払われた賃金が手当ごとに区分された賃金台帳または船員報酬支払簿もしくはその写し	
確認書類⑦	支給対象者の雇入れ前事業所において支払われた賃金が確認できる次のアからオのいずれかの書類 ア 再就職援助計画対象労働者証明書 イ 給与明細等 ウ 退職時等の証明 エ 雇用保険被保険者離職票—2 オ 雇用保険受給資格者証	本人の同意があった書類に限る
以下は、成長要件加算を希望する場合のみ		
確認書類⑨	（ローカルベンチマークの財務分析結果が B 以上）に該当する場合 ・ローカルベンチマークの財務分析結果を示す書類（写） ・ローカルベンチマークの対象となった期間にかかる財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等）	一定の成長性が認められる事業所（P10）の要件（①、②）のいずれかの要件に該当しているかを確認するため
確認書類⑩	（給与等受給者一人当たりの平均受給額を 5 %以上上昇）に該当する場合 ・労働保険確定保険料・一般拠出金申告書（写）（支給申請日の属する年度から遡って直近 2 年度分） 上記に加え、必要に応じて、確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表（写）を添付することが可能	

※申請内容を確認するため、労働局から上記以外の書類を求める場合があります。

(受給手続きの流れ：計画期間が1年の場合)



(受給手続きの流れ：計画期間が6か月の場合)



7 用語の説明

中途採用者	この助成金における「中途採用者」とは、新規学卒者（※１）又は新規学卒者に準ずる方（※２）として雇い入れられた方以外の方をいいます。 （※１）学校（小学校、幼稚園を除く）、専修学校、職業能力開発校など職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 1 項に掲げる施設又は職業能力開発総合大学校を新たに卒業しようとする方をいいます。 （※２）新規学卒者と同様の採用や採用後の研修・処遇の枠組みで採用される方をいいます。
中途採用率	一定の期間内に、雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者として雇い入れられた方のうち、中途採用により雇い入れられた方の割合をいいます。 中途採用率の算定方法については、3 ページを参照してください。
雇用管理制度	申請事業主における、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度（人事評価、賃金、昇格、異動、転勤等の仕組み）等について、書面等により従業員全体に広く周知された規則、規定等をいいます。
正規雇用労働者	本コースにおける「正規雇用労働者」とは、基本的には「いわゆる正規型の労働者」を指し、社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等（例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものですが、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給または昇格の有無）を総合的に勘案して判断されます。

8 よくあるご質問

Q：複数の中途採用計画を同時に提出することは可能ですか。

A：できません。同一の事業所から期間が重なる複数の中途採用計画は提出できないことになっています。

Q：当社では就業規則、賃金規程等において新規学卒者と中途採用者とで特に区別をしていますが、中途採用計画の申請は可能ですか。

A：新規学卒者と中途採用者の就業規則、賃金規程等が同一の場合も計画の申請は可能です。また、すでに中途採用者の雇用管理制度が整備されている場合も対象となります。

Q：当社は、設立したばかりですが中途採用計画の提出は可能ですか。

A：中途採用計画を提出するには、中途採用計画期間の初日の前日から起算して1年前の日において雇用保険適用事業所であることが必要です。また、当該日に雇用保険被保険者が存在する必要があります。

Q：中途採用計画提出後、雇用管理制度の整備前に中途採用として労働者を雇い入れた場合、この方は支給対象者となりますか。

A：雇用管理制度整備前であっても、雇い入れた方に対して整備した雇用管理制度が適用される場合は支給対象となります。ただし、支給申請時にその方に適用される雇用管理制度が整備されていることが必要です。

第Ⅲ部 申請書等の記載方法

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）に関する申請書等の記載方法についてはこちらでご案内します。

支給申請書等はこちらのページからダウンロードできますので適宜ご利用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160737_00001.html

（ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 事業主の方のための雇用関係助成金 > 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）> 支給申請書ダウンロード

- 1 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画（変更）届（様式第1号）
- 2 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給要件確認書（様式第3号）
- 3 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）
- 4 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給申請書（様式第7号）
- 5 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用率算定対象一覧（計画期間）（様式第8号）
- 6 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給対象者雇用状況等申立書（様式第9号）

1 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画（変更）届（様式第1号）

様式第1号(第88号)改訂

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用計画（変更）届

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）の中途採用計画（変更）を届け出ます。

東京 労働局長 殿

2026 年 12 月 12 日

事業主所在地 〒100-0000 東京都千代田区〇〇1-1-1
 名称 株式会社〇〇サービス
 代表者氏名 代表取締役 ●●●●

代理人所在地 〒
 名称
 氏名

(提出代行者・
 事務代理者) 所在地 〒
 名称
 氏名
 社会保険労務士 氏名

1 申請事業主	(1) 雇用保険適用事業所番号	1301-000000-0	(2) 常時雇用する労働者数	500 人	
	(3) 事業所の名称及び所在地	名称 株式会社〇〇サービス 所在地 東京都千代田区〇〇1-1-1			
2 中途採用計画	(1) (計画の変更手続きの場合) 計画受理番号				
	(2) 中途採用計画期間	2027 年 1 月 1 日 ~ 2027 年 12 月 31 日 6 か月 ☐ 1 年 ☒			
	(3) 計画期間前中途採用率及び 計画期間目標中途採用率	計画期間中に中途採用率を5ポイント以上拡大することが必要です。		計画期間中に中途採用率を5ポイント以上拡大する又は中途採用率が50%以上であることが必要です。	
		①計画期間の前年同期の中途採用率		①計画期間の前年同期の中途採用率	
		A 中途採用者数	人	A 中途採用者数	6 人
		B 採用者総数	人	B 採用者総数	12 人
C 中途採用率 [(A/B) × 100]		%	C 中途採用率 [(A/B) × 100]	50 %	
②計画期間目標		②計画期間目標			
採用予定者総数	人	採用予定者総数	10 人		
3 中途採用計画の提出の日の前日から起算して6か月前の日から中途採用計画提出日までの間に 事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む。）を行ったことの有無	有 ☐ 無 ☒				
4 申請に関する担当者	所属 総務課	電話番号 03-XXXX-XXXX			
	氏名 ▲▲ ▲▲				

計画届として提出する場合は、「変更」を二重線で抹消してください。
 また変更届として提出する場合は「変更」を○で囲んでください。

中途採用計画期間初日の前日までに提出してください。

中途採用計画期間について記載してください。
 なお、計画期間は1年と6か月の選択ですが、6か月を選択した場合は、計画期間中の中途採用率が50%以上であったとしても、要件を満たしたことはありませんのでご注意ください。

選択した中途採用計画期間に応じて、①のA～C欄は中途採用計画期間の前年同期における中途採用者数等について、②は中途採用計画期間中に予定している採用予定者数について記載してください。

中途採用計画初日の前日から起算して6か月前の日から中途採用計画提出日までの間に事業主都合による解雇等（退職勧奨を含みます）を行ったことがあるかどうか記載してください。

2 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給要件確認書（様式第3号）

様式第3号(R8.●●改正)

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース） 支給要件確認書

1	中途採用計画（内容）	
①	採用予定職種	営業職
②	①の職種の雇用管理制度（※）の整備状況 （※）「雇用管理制度」とは、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度（人事評価、賃金、昇格、異動、転勤等の仕組みをいう）等をいいます。	（次のいずれかにチェック） ☐ ①の採用予定職種に係る雇用管理制度が整備されている。 ☒ ①の採用予定職種に係る雇用管理制度が整備されていない。 （「整備されていない」を選択した場合、中途採用計画期間中に整備予定の雇用管理制度、規程、整備予定時期について具体的に記載） 能力評価制度を2027年6月を目途に設けることを予定している。
③	①の職種の採用対象	☒ ①の職種で採用された新規学卒者等が在籍している。 （上記に当てはまる場合、次のいずれかにチェック） 中途採用者と同じ雇用管理制度（※）の適用を受ける新規学卒者等が在籍している（整備予定の雇用管理制度を当該新規学卒者等に適用する場合を含む。）。 ☐ 中途採用者と同じ雇用管理制度（※）の適用を受ける新規学卒者等が在籍していない。 ☐ ①の職種で採用された新規学卒者等が在籍していない。

常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主の場合は、以下の2を記載してください。

2	中途採用に係る情報公表の義務の履行状況	
①	中途採用計画提出日時点における中途採用により雇入れられた者の数の割合の公表状況	（次のいずれかにチェック） ☒ 公表している。 ☐ 公表していない。
②	①で公表している場合の中途採用に係る公表場所	（次のいずれかにチェックの上、URL等を記載してください。） ☒ 自社ホームページ （掲載URL： https://○○○・・・ ） ☐ 自社ホームページ以外 掲載方法： 掲載場所の名称： 掲載URL：
③	事業所の直近の3事業年度の各年度の、採用した正規雇用労働者の中途採用比率	（ 2023 ）年度 （ 45 ） % （ 2024 ）年度 （ 50 ） % （ 2025 ）年度 （ 55 ） %

中途採用予定職種について、中途採用者に適用する雇用管理制度が整備されているかどうかを記載してください。
（雇用管理制度とは、労働時間・休日、雇用契約期間、評価・処遇制度等をいいます）
整備されていない場合は、整備予定の雇用管理制度、規程および整備予定時期について記載してください。

採用予定職種で採用された新規学卒者等がいるかどうか記載してください。
当てはまる新規学卒者等がいる場合であって、すでに整備した雇用管理制度がある場合は、その雇用管理制度が新規学卒者等にも適用されるかどうかを記載してください。
雇用管理制度をこれから整備する予定の場合は、整備予定の雇用管理制度が新規学卒者等に適用されるかどうかを読み替えて選んでください。

（常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主の場合）
中途採用に係る情報公表の状況について記載してください。

3 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用率算定対象一覧（計画期間前）（様式第4号）

様式第4号（R8.●●改正）

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース） 中途採用率算定対象一覧（計画期間前）

※受付日	年	月	日
------	---	---	---

中途採用計画期間の開始日の前年同期における中途採用状況

(1) 対象期間

2027	年	1	月	1	日	～	2027	年	12	月	31	日
------	---	---	---	---	---	---	------	---	----	---	----	---

(2) (1)の期間内における採用者

①対象労働者氏名	②雇用保険被保険者番号	③雇入れ日	④採用区分	
			新規学卒者等 (A)	中途採用者 (B)
1 ○○ ○○	5100 - 000000 - 0	2026 年 1 月 1 日		○
2 ○○ ○○	5100 - 000000 - 1	2026 年 1 月 1 日		○
3 ○○ ○○	5100 - 000000 - 2	2026 年 4 月 1 日	○	
4 ○○ ○○	5100 - 000000 - 3	2026 年 4 月 1 日	○	
5 ○○ ○○	5100 - 000000 - 4	2026 年 4 月 1 日		○
6 ○○ ○○	5100 - 000000 - 5	2026 年 4 月 1 日		○
7 ○○ ○○	5100 - 000000 - 6	2026 年 4 月 1 日	○	
8 ○○ ○○	5100 - 000000 - 7	2026 年 10 月 1 日		○
9 ○○ ○○	5100 - 000000 - 8	2026 年 10 月 1 日	○	
10 ○○ ○○	5100 - 000000 - 9	2026 年 10 月 1 日	○	
11 ○○ ○○	5100 - 000001 - 0	2026 年 12 月 1 日		○
12 ○○ ○○	5100 - 000001 - 1	2026 年 12 月 1 日	○	
13	-	年 月 日		
14	-	年 月 日		
15	-	年 月 日		
16	-	年 月 日		
17	-	年 月 日		
18	-	年 月 日		
19	-	年 月 日		
20	-	年 月 日		

続紙あり
☐

中途採用計画期間の開始日の前年同期に該当する期間を記載してください。

(1)の期間で採用した方について記載してください。
記載が必要な方は、期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）として雇い入れられた雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者です。
なお、当該様式に書き切れない場合は、様式第4号（続紙）に記載してください。

※当該期間の採用者が不明の場合は、事業所を管轄するハローワークへお問い合わせください。

4 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給申請書（様式第7号）

様式第7号(※●●改正)

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給申請書

2027 年 8 月 8 日

東京 労働局長 殿

事業主所在地 〒100-0000 東京都千代田区〇〇1-1-1
 名称 株式会社〇〇サービス
 代表者氏名 代表取締役 ●● ●●

代理人所在地 〒
 名称
 氏名

税理士・所在地 〒
 事務代理者 名称
 社会保険労務士 氏名

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）の支給を受けたので、別紙を添付の上、次のとおり申請します。

1 事業主	(1) 雇用保険適用事業所番号	1301 - 000000 - 0			
2 中途採用計画	(1) 中途採用計画受審番号	0001			
	(2) 中途採用計画期間	2027 年 1 月 1 日 ~ 2027 年 12 月 31 日			
	(3) 計画期間前の中途採用率及び計画期間の中途採用率	① 計画期間の前年同期の中途採用率		② 計画期間の中途採用率	
		A 中途採用者数	6 人	A 中途採用者数	6 人
B 採用者総数		12 人	B 採用者総数	10 人	
3	(1) ローカルベンチマークの財務分析結果（総合評価点）が「B」以上であること。 (2) 給与等受給者一人当たりの平均受給額を5%以上上昇させていること。	該当する財務分析結果に○		A: 支給申請日の直近の年度 B: Aの前年度	
		対象者数		対象者数	
		合計給与支払額		合計給与支払額	
		平均受給額		平均受給額	
4	支給申請額	1,800,000 円（対象者数: 6 人）			
5	国・地方公共団体の補助金等の申請の有無	有	無		
6	中途採用計画の提出の日（前日から起算して6か月前の日）から支給申請書提出日までの間に事業主都合による解雇等（退職勧奨を含む。）を行ったことの有無	有	無		
7	申請に関する担当者	所属	総務課	電話番号	03-XXXX-XXXX
	氏名	▲▲ ▲▲			

中途採用計画期間の終了日の翌日から起算して6か月を経過する日の翌日から2か月以内に提出してください。

労働局から送付された中途採用計画届（様式第1号）（写）の「受理番号」を記載してください。

中途採用計画期間を記載および選択してください。

①のA～C欄は中途採用計画期間の前年同期の中途採用者数等について、②のA～C欄は中途採用計画期間中に雇い入れた中途採用者数等について記載してください。
 また、②C欄から①C欄を差し引いた値（ポイント）を中途採用率拡大目標値欄に記載してください。

成長要件加算による申請を希望する場合は、該当する要件の欄に記載してください。

「ローカルベンチマークの財務分析結果（総合評価点）がB以上であること」に該当する場合は、該当する結果に○を付してください。

「給与等受給者一人当たりの平均受給額を5%上昇させていること」に該当する場合は、「労働保険確定保険料・一般拠出金申告書」を参照し、支給申請日が属する年度の直近の年度およびその前年度の従業員数、合計給与支払額及び平均受給額を記載してください。

支給申請額を記載してください。

支給申請額は、雇い入れた支給対象者1人につき、200,000 円ですが、成長要件加算に該当する場合は、雇い入れた支給対象者1人につき、300,000 円になります。

支給申請日までに国や地方自治体の補助金等を申請・受給しているかについて記載してください。

申請している場合は、補助金等の名称についても記載してください。

中途採用計画初日の前日から起算して6か月前の日から中途採用計画提出日までの間に事業主都合による解雇等（退職勧奨を含みます）を行ったことがあるかどうか記載してください。

5 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）中途採用率算定対象一覧（計画期間）（様式第8号）

様式第8号（R8.●.●改正）

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）
中途採用率算定対象一覧（計画期間）

※受付日 年 月 日

中途採用計画期間中に採用した者

①対象労働者氏名	②雇用保険被保険者番号	③雇入れ日	④離職日 (支給申請日までに 離職している場合)	⑤採用区分	
				(A) 中途採用者	(B) うち支給対象 労働者に該当 しない者 (C)
1 ○○ ○○	5200 - 000000 - 1	2027 年 4 月 1 日	年 月 日	○	
2 ○○ ○○	5200 - 000000 - 2	2027 年 4 月 1 日	年 月 日		○
3 ○○ ○○	5200 - 000000 - 3	2027 年 4 月 1 日	年 月 日	○	
4 ○○ ○○	5200 - 000000 - 4	2027 年 4 月 1 日	年 月 日	○	
5 ○○ ○○	5200 - 000000 - 5	2027 年 10 月 1 日	年 月 日		○
6 ○○ ○○	5200 - 000000 - 6	2027 年 10 月 1 日	年 月 日		○
7 ○○ ○○	5200 - 000000 - 7	2027 年 11 月 1 日	年 月 日		○
8 ○○ ○○	5200 - 000000 - 8	2027 年 11 月 1 日	年 月 日		○
9 ○○ ○○	5200 - 000000 - 9	2027 年 12 月 1 日	年 月 日	○	
10 ○○ ○○	5200 - 000000 - 0	2027 年 12 月 1 日	年 月 日		○
11	- -	年 月 日	年 月 日		
12	- -	年 月 日	年 月 日		
13	- -	年 月 日	年 月 日		
14	- -	年 月 日	年 月 日		
15	- -	年 月 日	年 月 日		
16	- -	年 月 日	年 月 日		
17	- -	年 月 日	年 月 日		
18	- -	年 月 日	年 月 日		
19	- -	年 月 日	年 月 日		
20	- -	年 月 日	年 月 日		

中途採用計画期間に採用した方について記載してください。
記載が必要な方は、期間の定めのない労働者（パートタイム労働者を除く。）
として雇い入れられた雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者です。

当該様式に書き切れない場合は、様式第8号（続紙）に記載してください。

続紙あり
☐

6 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）支給対象者雇用状況等申立書（様式第9号）

様式第9号 (R8 ●●改正)

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース） 支給対象者雇用状況等申立書

(1) 支給対象者について

1 支給対象者氏名	〇〇 〇〇		
2 雇入れ日	2027年10月1日		
3 職種 (裏面の01～15から選択)	07		
4 支給対象者を中途採用により雇い入れた。	☒ はい ☐ いいえ		
5 賃金締切日	毎月末日	6 賃金支払日	翌月5日
7 雇入れ日以降の賃金のうち、まだ支払っていないものがある。	☐ はい ☒ いいえ		
8 時間外手当・深夜手当・休日手当等を法定どおり支払っている。	☒ はい ☐ いいえ		

9 雇入れ前の事業所において支払われた賃金（月額）を記載（A） ※雇入れ前の事業所において支払われた賃金を確認するための書類は、本人に同意を得た上で提出してください。	250,000 円
--	-----------

10 雇入れ後の6か月間の各月に支払われた毎月決まって支払われる賃金（月額）をそれぞれ記載（B）						
賃金支払月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
賃金（月額）	300,000 円	300,000 円	310,000 円	310,000 円	310,000 円	310,000 円
賃金上昇率 (B/A)	1.2	1.2	1.24	1.24	1.24	1.24
11 毎月決まって支払われる賃金を上昇させた後、合理的な理由なく、引き下げるものではない。	☒ はい ☐ いいえ					
12 合理的な理由なく、毎月決まって支払われる賃金以外の諸手当等の額を引き下げ、毎月決まって支払われる賃金の額を引き上げるものではない。	☒ はい ☐ いいえ					

(2) 支給対象者の雇用状況について

1 (1) 3の雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、当該支給対象者が雇用関係、出向、派遣、請負又は委任により(1) 3の雇入れに係る事業主の事業所において就労したことがある。	☐ はい ☒ いいえ
2 (1) 3の雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間に当該支給対象者を雇用していた事業主と、(1) 3の雇入れに係る事業所の事業主が資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある。	☐ はい ☒ いいえ

(3) 本人記載欄

(1) 及び (2) の内容について、いずれも相違ありません。	☒ (はい・いいえ)
---------------------------------	---

記載にあたっては、裏面の記入上の注意を必ずご覧ください。

支給対象者に関する内容について記載してください。
職種については、裏面に記載されている 01～15 から選択して記載してください。

支給対象者ご本人の同意を得て提出された書類に記載されている賃金を記載してください。(記載する賃金については、直近の「雇入れ前事業所において支払われた賃金の確認方法（5ページ参照）」のAからCを参照してください。
なお、ご本人の同意が得られなかった場合は、直近の「雇入れ前事業所において支払われた賃金の確認方法（6ページ参照）」のCの計算式によって算出した賃金を記載してください。

雇入れ後6か月間すべての月における賃金支払日ごとに支払われる賃金を記載してください。
本助成金の支給を受けるためには、賃金上昇率がいずれも 1.05 以上であることが必要となります。

支給対象者の雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、当該支給対象者が雇用関係、出向、派遣、請負または委任により申請事業主の事業所において就労したことがあるかどうかを記載してください。

支給対象者の前職の事業主と申請事業主の関係において、当該者の雇入れ日の前日から起算して1年間に資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にあるかどうかを記載してください。(「2 支給対象となる労働者」の(5)(3ページ参照))

(1) 及び (2) の記載内容について相違がないか、支給対象者ご本人に確認を受けた上で記載してもらってください。

注意事項

- この助成金は、国の予算の範囲内で支給されるものです。
- 助成金の支給に当たっては厳正な審査を行います。また、確認項目が多いため、支給可否の決定までに時間がかかる場合があります。
- 提出された書類だけでなく、雇入れ状況の確認等について、原本などを確認することがありますので、その際にはご協力をお願いします。
- 支給要件に照らして申請書や添付書類の内容に疑義がある場合や、審査にご協力いただけない場合は、助成金を支給できないことがあります。
- 支給対象となる方に対して、他の助成金等を受けている場合は、原則としてこの助成金を受けることはできません。他の助成金の支給申請を行っている場合は、どちらか一方を選択していただくことになります。
- **不正受給は犯罪です。**偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合、助成金は不支給、または支給を取り消します。
※この場合、すでに支給した助成金の全部または一部の返還が必要（年3%の利息を加算）となるとともに、違約金（不正受給により受け取った額の20%に相当する額）を請求します。
- この助成金は国の助成金制度によるものですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いします。また、関係書類は、5年間保管してください。

この助成金に関する手続きなどの詳細、ご不明な点は、管轄の都道府県労働局にお尋ねください。